

令和3年3月

自動車保管場所証明申請時の押印廃止について

自動車保管場所証明申請を行う際に、従来は申請者の押印を求めておりましたが、令和3年1月1日から押印の必要が無くなりました。

1 申請者の押印は必要ありません。

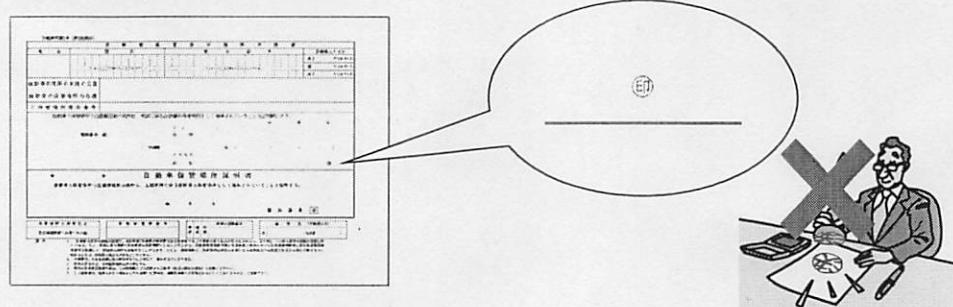
申請者が自動車保管場所申請を行う際、申請書に押印する必要はありません。内容の訂正がある場合は二重線で内容を訂正してください（訂正印は必要ありません。）。

なお、従来どおり押印のある申請書についても、受付できます。

2 申請書が新しくなります。

従来の申請書には、申請者の押印欄が印刷されていましたが、新申請書では削除されました。

従来の申請書を使用することもできます（押印欄の二重線での訂正は必要ありません）。



3 添付書類についても同様です。

土地使用権原疎明書類や保管場所の所在図・配置図等の申請書に添付する書類についても、押印は必要ありません。



三重県警察本部交通部交通規制課